

■労働関係指標

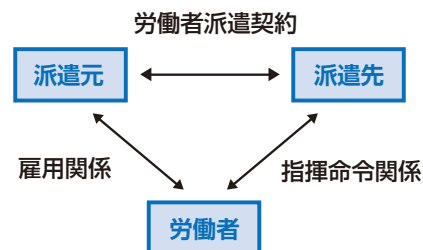
完全失業率	4月の完全失業率(季節調整値) 3.3% (前月差 0.1 ポイント低下)	有効求人倍率	有効求人倍率(季節調整値) 1.17倍 (前月差 0.02 ポイント上昇)
就業者数 (季節調整値)	6,338万人 2ヵ月連続の減少(前月差 28万人減)	定期給与	現金給与総額(原数値) 274,577円 (前年同月比 0.9%増)

Topics 1. 改正労働者派遣法案が衆議院を通過

6月19日、改正労働者派遣法案が衆議院本会議で可決され、参議院に送られました。これまでに2度廃案になっている労働者派遣法ですが、今年の9月1日を施行日として成立を目指しています(7月15日現在)。今回は改正法案のポイントを解説いたします。

Point 1 労働者派遣契約とは

労働者派遣契約とは、派遣会社(派遣元事業主)が雇用する労働者を派遣先に派遣した上で、派遣先の指揮命令のもとに業務に従事させる形態を指します。雇用契約と指揮命令が分離していることが特徴で、会社(派遣先)としては労働者を直接雇用せずに必要な能力を必要ときに活用でき、労働者も仕事の範囲が決まっていることで、自分の能力を生かした働き方ができるメリットがあります。



Point 2 労働者派遣の期間制限の見直し

今回の改正案で注目すべきポイントは、労働者派遣が可能な期間の見直しです。現状は、26業務と呼ばれる専門業務には派遣期間制限が無く、それ以外の業務は原則1年、最長3年の制限があります。改正案では業務に関係なく、同じ組織(課)に同じ人を派遣する場合の派遣期間は3年が上限となります。また、会社単位でも派遣期間には3年の上限がありますが、過半数労働組合(無い場合は過半数代表者)から意見を聴取すれば、期間を延長することが可能です。なお、派遣元で無期雇用している労働者は、派遣期間制限の対象になりません。

【現行】

- ・26業務以外：原則1年、最長3年
(同一の業務単位)
 - ・26業務※：期間制限の対象外
- ※ソフトウェア開発・事務用機器操作等の専門性の高い業務

【改正案】

- ・有期雇用：最長3年※
(同一の組織(課)・人単位)
- ・無期雇用：期間制限の対象外

※会社単位では原則3年(延長には意見聴取必要)

Point 3 労働者派遣事業を全て許可制へ

今回の改正案では、労働者派遣事業の見直しも行います。現状は、派遣元が派遣先との契約期間に併せて雇用契約を結んだ労働者を派遣する一般労働者派遣事業(許可制)と、派遣元が無期雇用している労働者を派遣先に派遣する特定労働者派遣事業(届出制)の2種類の事業があります。改正案では、違法派遣の防止のために、一般・特定の区別を廃止し、3年の経過措置を設けて全ての労働者派遣事業が許可制になります。

Topics 2. マイナンバー制度

第3回目【保管・廃棄】

シリーズ第3回目は、マイナンバー制度における保管と廃棄についてです。特に廃棄は、この制度の中では重要なポイントとなります。

1. 保管

番号法第19条に限定的に列挙されている目的以外で他人のマイナンバーを収集・保管することはできません。一般企業においては、社会保障及び税務に関する手続き処理をする場合に限り従業員等のマイナンバーを収集・保管することができます。

2. 廃棄

マイナンバーを利用する事務処理の必要がなくなった場合で、書類の法定保存期間を経過した場合には、マイナンバーをできるだけ速やかに廃棄または削除しなければなりません。



例えば、扶養控除申告書の法定保存期間は7年です。これまでは7年経過後も扶養控除申告書を保管し続けることは問題がありませんでしたが、平成28年分からはマイナンバーが記載されるため、法定期間の7年経過後には速やかに廃棄・削除する必要があります。

マイナンバー制度の廃棄のポイントは以下の通りです。

- 事務処理の必要性和法定保存期間を踏まえて、マイナンバーを廃棄・削除する時期を決めて管理することが重要です。都度行うのは現実的ではないため、半期に一度等廃棄のタイミングを決めておくとよいでしょう。
- 廃棄や削除の方法としては、データ削除以外にも用紙の溶解、シュレッダー、マイナンバー箇所のマスキング等。いずれも復元不能状態にする必要があります。
- 削除・廃棄を行った記録を保存しなければなりません。
- 廃棄等の作業を委託する場合には、委託先が確実に削除・廃棄したことについて、証明書等により確認することも必要です。

編集後記《葉月》 自転車運転の罰則強化

今年の6月1日より道路交通法が改正され、自転車運転時の取り締りが強化されました。

信号無視等はもちろん、傘を差しながらスマートフォンを手に持ちながらの運転も、違反行為による取り締まりの対象になり、3年以内に2回取り締まりを受けると「自転車運転者講習」の受講が義務付けられます。この講習に参加しないと受講命令違反として5万円以下の罰金が課されます。

Topics 3. IT社会と税・社会保険

時代を反映してITを活用した仕事の形態が増えるにつれ、ご相談いただく内容も変化しています。IT社会の到来により、海外でウェブベースの業務を行い、成果物はメールやウェブ上で日本の会社に納品するというのが、極めて容易にできるようになってきました。

海外に居住している社員への給与の支払いに関する課税と、海外居住の個人事業主への報酬支払いに関する課税は、弊社でコンスタントに受けるご相談内容となっています。いずれの場合も、役務の提供が海外で行われているなら、非居住者による「国外源泉所得」の稼得となりますので、日本での課税は原則発生せず、源泉徴収の必要もないことになります。給与・報酬の受取人は、居住している国でその所得を申告することになります。ただし、役員への給与の場合は「国内源泉所得」とみなされて20.42%の源泉徴収が必要になる、原稿料の支払いは「著作権の使用料」としてやはり「国内源泉所得」とみなされ同率の源泉徴収が必要など、例外規定には注意せねばなりません。

最近では、社会保険を巡る問題にも波及しています。先日、ご夫婦で米国に転勤予定の方の案件でご相談を受けました。ご主人は、赴任後も日本の厚生年金保険を継続します。一方、当初専業主婦として渡米予定だった奥様が、日本の会社からウェブベースの仕事を自営業者として請けることになり、その収入が社会保険上の扶養限度額を超えそうだったことでした。この場合、法律上はご主人の扶養に入ることにはできません。米国での確定申告時にSocial Security Tax(日本の年金保険料に相当)を支払い、米国の年金保険制度でカバーされることとなります。将来日本の年金受給額を増やしたければ、国民年金に任意加入して保険料を支払うことはできます。

経済社会の国際化・IT化により、案件は複雑化しつつあります。これまでの法制度では対応しきれない事態が、社会保険分野でも増えてくるのではないのでしょうか。

国際業務推進チーム・ディレクター 米国税理士 成田元男

自転車は私たちにとって身近な乗り物ですが、自転車事故の加害者が1億円近い損害賠償の支払いを命じられたケースもあり、運転時には細心の注意と正しいルールの遵守が求められます。私自身も去年の夏に自転車で転倒して1ヵ月ほど通院した経験があります。そのときは家の近所の一本道を立ちこぎで走行中に、チェーンが外れるという整備不良が原因だったのですが、ケガをして初めて自転車事故の危険性を思い知らされました。この事故があってから、私は上り坂以外の立ちこぎは自粛しています。(草)



Facebook 始めました★ いいね! お待ちしています♪

<https://www.facebook.com/arcandpartners>



ホームページリニューアルしました。
ぜひご覧ください。

<http://www.arcandpartners.com/>

社労士法人アーク&パートナーズ

検索